

1 環境行政全般

表 1－1 福井県環境基本条例

福井県環境基本条例 〔平成 7 年 3 月 16 日 福井県条例第 5 号〕 目次 前文 第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条） 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策 第 1 節 県が講ずる環境の保全のための施策等（第 9 条－第 22 条） 第 2 節 地球環境保全の推進等（第 23 条） 第 3 節 環境の保全のための推進体制（第 24 条） 附則 豊かな緑と水に恵まれたわたしたちのふるさと福井の環境は、郷土の人々が長い年月にわたって、生活や生産の場で身近な自然を利用し、その恩恵を享受する中で、大切に守り、育ててきたものである。しかしながら、都市化の進展や科学技術の発達により、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、地域のみならず地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。もとより、良好な環境を享受することは、県民の基本的な権利であり、わたしたちは、将来にわたって健全で恵み豊かな環境が維持されるよう、環境の保全に努めていかなければならない。生きるものすべての生存基盤である地球の環境を保全し、潤いと安らぎに満ちた豊かな環境を造るために、わたしたちは、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直し、県民、事業者および行政が一体となって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けて総合的かつ計画的な取組を展開していく必要がある。わたしたちは、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識した上で、県民の英知の結集と行動により、豊かで美しいふるさと福井の環境を保全し、創造するため、ここに、この条例を制定する。 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに県、市町村、事業者および県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 （2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。 （3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。 （基本理念） 第 3 条 環境の保全は、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。 2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。 3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。 （県の責務） 第 4 条 県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。 2 県は、前項の施策の策定および実施に当たっては、国および他の地方公共団体との連絡調整を行うよう努めるものとする。 （市町村の責務） 第 5 条 市町村は、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、および実施する責務を有する。 （事業者の責務） 第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工ま	
---	--

たは販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、その日常生活が環境の保全に密接に関わっていることを深く認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(放射性物質による大気汚染等の防止)

第8条 この条例の規定は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁および土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 県が講ずる環境の保全のための施策等(施策の策定等に係る基本方針)

第9条 県は、環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 県民の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水辺環境の形成、豊かな緑の創出、快適な都市環境の形成、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成等が図られること。
- (4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、県が講ずる施策の策定および実施に

当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(環境基本計画)

第11条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標および施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- (4) 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう配慮するものとする。
- (5) 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (6) 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第12条 知事は、県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、福井県環境白書を毎年作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(助言、助成等)

第15条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動または生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう、技術的な助

言等を行うとともに、特に必要があるときは、適正な助成その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全に関する教育および学習の推進）

第 16 条 県は、環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、市町村その他の関係機関と協力して、県民および事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的活動の促進）

第 17 条 県は、県民、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 18 条 県は、第 16 条の環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に規定する県民、事業者または民間団体の自発的な活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査および研究の実施等）

第 19 条 県は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査および研究の実施ならびに技術の開発およびその成果の普及に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第 20 条 県は、環境の状況を把握し、および環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備等）

第 21 条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備および河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備および森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前 2 項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

（環境監査の普及）

第 22 条 県は、事業活動に係る環境の保全に関し事業者が自主的に行う環境監査について調査および研究を行い、その普及に努めるものとする。

第 2 節 地球環境保全の推進等

第 23 条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 県は、国、他の地方公共団体または民間団体その他の関係機関と協力して、地球環境保全に関する調査および研究、環境の状況の監視、観測および測定、開発途上にある海外の地域等への環境の保全に関する技術等の提供等に努めるものとする。

第 3 節 環境の保全のための推進体制

第 24 条 県は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携および施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 県は、市町村、県民、事業者および民間団体と連携し、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

図 1－2 福井県の環境行政推進体制

(平成18年2月1日現在)

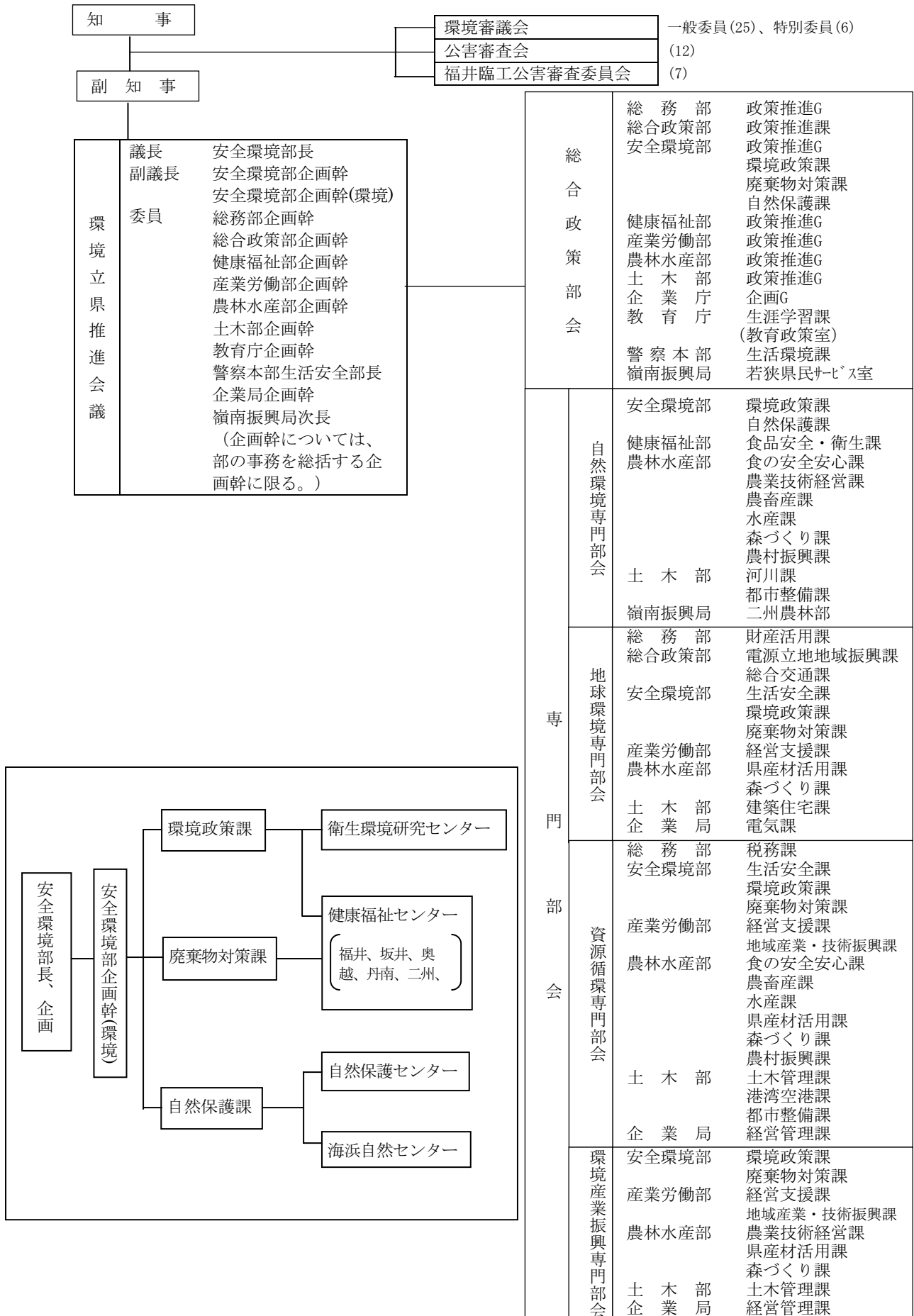


表 1－3 福井県環境審議会委員名簿

(平成18年2月1日現在)

会長：服部勇 副会長：野村直之
委員（学識経験のある者）

部 門			職 名 等	氏 名	部会委員（◎は部会長）			
					生活環境	自然環境	野生生物	温泉
学 識 者	公衆衛生	医 学	福 井 県 医 師 会 会 長	松 田 尚 武	○			○
		環 境 保 健 学	福 井 大 学 教 授	日 下 幸 則	○			
	社会科学	法 学	福 井 弁 護 士 会 会 員	野 村 直 之	○	○	○	◎
		経 済 学	福 井 県 立 大 学 教 授	岡 敏 弘	○	◎		
	化 学	分 析 化 学	福 井 大 学 教 授	永 長 幸 雄	○			
		農 芸 化 学	福 井 県 立 大 学 教 授	北 川 靖 夫	◎			
		生 活 環 境 科 学	福 井 県 立 大 学 教 授	川 平 浩 二	○			
	自然環境	地 質 学	福 井 大 学 教 授	服 部 勇	○	○	○	○
		生 物 学	福 井 大 学 助 教 授	保 科 英 人		○	○	
		造 園 学	福 井 大 学 講 師	薬 袋 奈 美 子		○		○
関 係 団 体 等	農林漁業団体	農 業	福 井 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会 会 長	池 端 昭 夫	○		○	
		林 業	福 井 県 森 林 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 会 長	関 孝 治			○	
		漁 業	福 井 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 会 長	高 治		○		
	経済団体	商 工 業	福 井 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長	荒 井 由 二	○			
		建 設 業	福 井 県 建 設 業 連 合 会 会 長	木 原 一 雄	○			
	その他の団体等	自 然 保 護	日 本 野 鳥 の 会 福 井 県 支 部 会 長	柳 町 邦 光		○	◎	
			県 自 然 観 察 指 導 員 の 会 会 員	大 石 橋 節 子		○		
		環 境 学 習	アルマス・バイオコスモス研究所代表	水 上 聡 子		○		
		ア メ ニ テ ィ 景 観	福 井 県 建 築 士 会 青 年 部 女 性 委 員 長	脇 本 淳 子	○			
		地 域 活 動 等	福 井 県 連 合 婦 人 会 会 長	吉 田 多 輝 子	○			
			福 井 県 公 民 館 連 合 会 事 務 局 会 長	渡 辺 庸 子	○			
			福 井 県 生 活 学 校 連 絡 協 議 会 運 動 推 進 委 員 会	吉 田 三 恵	○			
			連 合 福 井 女 性 委 員 会 副 委 員 長	大 森 栄 子	○			

委員（市町村長）

市町村長	市	福 井 県 市 長 会 会 長	酒 井 哲 夫		○		
	町 村	福 井 県 町 村 会 会 長	今 井 理 一			○	

特別委員

部 門			職 名 等	氏 名	生活環境	自然環境	野生生物	温泉
学識者		大気・悪臭	福井工業高等専門学校教授	上 嶋 晃 智	○			
国 行 政 機 関	国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局 長			藤 本 貴 也	○			
	経 済 産 業 省 近 畿 経 済 産 業 局 資 源 エ ネ ル ギ ー 環 境 部 長			伊 藤 毅 志	○			○
	農 林 水 産 省 北 陸 農 政 局 生 産 経 営 流 通 部 長			林 哲 司	○			
	林 野 庁 福 井 森 林 管 理 署 長			永 井 寛		○	○	
	海 上 保 安 庁 敦 賀 海 上 保 安 部 長			福 井 守 也	○			

(注) 学識経験のある者の任期：2年（平成18年2月1日～平成20年1月31日）

表 1－4 福井県公害審査会委員名簿

(平成17年9月1日現在)

氏 名	職 業 等
◎ 小 島 峰 雄	弁 護 士
玄 津 辰 弥	〃
野 村 直 之	〃
山 川 均	〃
○ 岩 堀 南 郎	医 師
川 上 究	〃
小 林 和 美	〃
野 村 健 一	〃
加 藤 澄 子	看 護 師
辻 壽 子	裁 判 所 調 停 委 員
中 嶋 泰 子	不 動 産 鑑 定 士
羽 場 千 尋	建 築 士

(注) 1 ◎は会長、○は会長代理

2 任期3年(平成16年11月1日～平成19年10月31日)

表 1－5 福井臨工公害審査委員会委員名簿

(平成17年9月1日現在)

氏 名	職 業 等
◎ 小 島 峰 雄	弁 護 士
小 林 和 美	医 師
根 來 潤 子	薬 剤 師
○ 永 長 幸 雄	福 井 大 学 教 授
朝 日 百 百 代	福 井 県 立 大 学 教 授
岩 崎 行 玄	福 井 県 立 大 学 教 授
上 嶋 晃 智	福 井 工 業 高 等 専 門 学 校 教 授

(注) 1 ◎は会長、○は会長代理

2 任期3年(平成17年9月1日～平成20年8月31日)

表 1－6 市町村環境行政組織

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

市 町 村 名	電 話 番 号	規制地域の 有無 (注)	担 当 課	審 議 会 等	
				名 称	人数
福 井 市	0776(20)5398 0776(20)5395 0776(20)5377	○	環境政策課 環境保全課 清掃清美課	福井市環境審議会	15
敦 賀 市	0770(22)8121	○	環境課	敦賀市環境審議会	20
武 生 市	0778(22)3003 0778(22)5342	○	環境保全課 循環社会推進課	武生市環境審議会	18
小 浜 市	0770(53)1111	○	環境衛生課	小浜市環境審議会	18
大 野 市	0779(66)1111	○	生活環境課	大野市環境保全対策審議会	11
勝 山 市	0779(88)1111	○	環境対策課	勝山市環境審議会	16
鯖 江 市	0778(53)2221	○	環境課	鯖江市環境審議会	24
あわら市	0776(73)8018	○	生活環境課		
美 山 町	07797(4)1190		町民税務課	美山町環境審議会	10
松 岡 町	0776(61)1111	○	町民生活課		
永平寺町	0776(63)3111		町民生活課		
上志比村	0776(64)2211		住民税務課		
和 泉 村	0779(78)2111		総務課	環境保全審議会	10 以内
三 国 町	0776(82)3111	○	生活環境課	三国町環境審議会	13
丸 岡 町	0776(68)0807	○	福祉保健課		
春 江 町	0776(51)1100	○	町民生活課		
坂 井 町	0776(67)7501	○	住民環境課		
今 立 町	0778(43)7821	○	総務課	今立町環境審議会	10
池 田 町	0778(44)8004		環境向上推進室		
南越前町	0778(47)8007		保健福祉課		
越 前 町	0778(34)8710	○	保健衛生課	朝日町環境保全審議会（合併に伴う暫定）	10
越 廼 村	0776(89)2112		総務課		
清 水 町	0776(98)8801	○	住民生活課		
美 浜 町	0770(32)6703	○	住民生活課	美浜町原子力環境安全監視委員会	4
名 田 庄 村	0770(67)3701 0770(67)2224		住民環境課 郷づくり課	名田庄村環境保全審議会	9
高 浜 町	0770(72)7704	○	住民課		
大 飯 町	0770(77)1111		企画課		
若 狭 町	0770(45)9104		生活環境課	若狭町環境審議会	15
計		18		15	

(注) 騒音・振動・悪臭に係る規制地域を有する市町村

表 1－7 市町村環境保全関係条例

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

市 町 村 名	条 例 の 名 称	制定年月日
福 井 市	福井市あき地等の清潔保持に関する条例 福井市都市景観条例 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例 福井市環境基本条例 福井市公害防止条例	昭和 52 年 3 月 29 日 平成 3 年 3 月 27 日 平成 8 年 6 月 28 日 平成 8 年 12 月 25 日 平成 11 年 3 月 24 日 昭和 52 年 4 月 1 日
敦 賀 市	敦賀市環境保全条例 あき地の環境保全に関する条例 敦賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 敦賀市環境基本条例 敦賀市水道水源保護条例	昭和 47 年 7 月 1 日 昭和 56 年 3 月 31 日 平成 5 年 3 月 23 日 平成 12 年 3 月 27 日 平成 13 年 9 月 28 日
武 生 市	武生市環境基本条例	平成 8 年 3 月 26 日
小 浜 市	小浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 小浜市景観条例 小浜市環境基本条例	昭和 48 年 4 月 1 日 平成 17 年 3 月 31 日 平成 17 年 4 月 1 日
大 野 市	大野市環境保全条例 大野市地下水保全条例 大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大野市環境基本条例 大野市都市景観条例 大野市環境美化推進条例 大野市都市計画フォレストタウン大野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	昭和 49 年 4 月 1 日 昭和 52 年 11 月 10 日 平成 4 年 9 月 29 日 平成 10 年 3 月 26 日 平成 11 年 3 月 25 日 平成 12 年 6 月 29 日 平成 16 年 3 月 24 日
勝 山 市	勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 勝山市まちづくり景観条例 勝山市環境美化推進条例 勝山市環境基本条例 勝山市公害防止条例	昭和 47 年 3 月 28 日 平成 7 年 3 月 31 日 平成 12 年 6 月 28 日 平成 15 年 3 月 28 日 平成 16 年 3 月 23 日
鯖 江 市	鯖江市廃棄物の減量化、資源化及び清掃に関する条例 鯖江市環境基本条例 鯖江市景観条例 鯖江市環境市民条例 鯖江市公害防止条例	昭和 31 年 3 月 26 日 平成 9 年 9 月 29 日 平成 12 年 3 月 29 日 平成 13 年 12 月 25 日 平成 13 年 12 月 25 日
あ わ ら 市	あわら市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 あわら市環境基本条例	平成 16 年 12 月 20 日 平成 16 年 3 月 1 日 平成 17 年 3 月 23 日
美 山 町	美山町環境保全条例	平成 8 年 9 月 17 日
和 泉 村	和泉村自然風物保護に関する条例 和泉村廃棄物の処理及び清掃に関する条例 和泉村環境保全条例 和泉村環境美化推進条例	昭和 44 年 7 月 1 日 昭和 47 年 9 月 27 日 平成 7 年 9 月 25 日 平成 12 年 7 月 3 日
三 国 町	三国町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三国町環境保全条例 三国町環境基本条例 三国町景観まちづくり条例	昭和 47 年 9 月 13 日 昭和 48 年 7 月 6 日 平成 14 年 3 月 5 日 平成 14 年 3 月 5 日
丸 岡 町	丸岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 丸岡町景観まちづくり条例	平成 6 年 12 月 22 日 平成 9 年 3 月 25 日
春 江 町	春江町環境保全条例	昭和 48 年 7 月 10 日
坂 井 町	坂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 50 年 3 月 27 日
今 立 町	今立町環境基本条例	平成 14 年 3 月 8 日
池 田 町	池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 池田町の水を清く守る条例 池田町騒音防止条例	昭和 47 年 9 月 30 日 平成 13 年 6 月 18 日 平成 15 年 9 月 22 日

越 前 町	朝日町環境条例（合併に伴う暫定施行） 越前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 15 年 1 月 1 日 平成 17 年 2 月 1 日
清 水 町	清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 清水町生活環境美化条例 清水町環境保全条例	昭和 47 年 9 月 13 日 平成 9 年 3 月 27 日 平成 14 年 10 月 1 日
美 浜 町	美しい水を守る条例	平成 16 年 9 月 21 日
名 田 庄 村	名田庄村廃棄物の処理及び清掃に関する条例 名田庄村環境保全条例 名田の郷づくり構想に関わる自然にやさしい郷づくり条例 清らかな南川づくり条例 ごみの投げ捨て禁止条例 名田庄村空き地等の適正管理に関する条例	昭和 48 年 3 月 31 日 昭和 59 年 6 月 27 日 平成 15 年 7 月 1 日 平成 15 年 7 月 1 日 平成 15 年 7 月 1 日 平成 15 年 7 月 1 日
高 浜 町	高浜町騒音防止条例 高浜町環境保全条例 高浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 44 年 3 月 17 日 昭和 53 年 6 月 19 日 平成元年 6 月 14 日
大 飯 町	大飯町環境保全条例 大飯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 48 年 12 月 26 日 昭和 54 年 4 月 1 日
若 狭 町	若狭町環境保全条例	平成 17 年 3 月 31 日

表 1－8 市町村環境基本計画の策定状況

（平成 17 年 4 月 1 日現在）

市町村名	名 称	策定年月	市町村名	名 称	策定年月
福井市	福井市環境基本計画	平成 13 年 3 月	鯖江市	鯖江市環境基本計画	平成 12 年 3 月
敦賀市	敦賀市環境基本計画	平成 14 年 3 月	三国町	三国町環境基本計画	平成 15 年 2 月
武生市	武生市環境基本計画	平成 11 年 2 月	今立町	今立町環境基本計画	平成 16 年 3 月
小浜市	小浜市環境基本計画	平成 16 年 5 月	池田町	池田町環境向上基本計画	平成 15 年 9 月
大野市	大野市環境基本計画	平成 12 年 3 月	越前町	朝日町環境基本計画 （合併に伴う暫定）	平成 16 年 4 月

表 1 - 9 環境に関する施策一覧（平成17年度当初予算）

（注）EMS：福井県庁環境マネジメントシステム

EMS目標の詳細は、環境政策課ホームページ（<http://info.pref.fukui.jp/kankyous/ems-menu.html>）を参照。

1 資源の循環

（単位 千円）

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H17当初	EMS(注) 目標番号
廃棄物の発生抑制		廃棄物処理計画改定事業	・廃棄物処理計画の改定	1,967	1-2
	産業界におけるリサイクルシステムの構築と施設整備に対する支援を図ります。				1
	「福井県産業廃棄物自主管理システム」対象事業所の拡大を図ります。				
	環境自主行動計画の策定の普及を通して、事業所における生産工程を改善し、廃棄物の発生抑制を促進します。	環境マネジメントシステム構築支援事業	・ISO14001基礎講座の開催 ・モデル事業所に対する環境自主行動計画策定の指導	2,500	54
	製造者に対し、設計の時点から、修理や廃棄・リサイクル時のことを考慮した製品づくりに取り組むよう働きかけます。				
	公共工事においては、廃棄物の発生抑制に資する設計・施工方法を選択するとともに、関連する工事の連携により、建設廃棄物の発生抑制を推進します。				10 11
	ごみの減量化やリサイクルを実践している団体で構成された「ごみゼロふくい推進協議会」による県民主導型運動を展開することにより、生ごみの減量やレジ袋の削減などに取り組めます。				3
	子どもに対し、ごみの発生量をできるだけ少なくする工夫など、自分でできる取組みについて普及啓発を進めます。				
分別の徹底と資源としての有効利用	循環資源としての品質確保が難しく分別収集の取組みが遅れている品目について、分別収集品目の拡大を図ります。	「プラ容器リサイクル3割達成」事業	・市町村の資源ごみ回収拠点整備等への助成	9,425	3 5
	生ゴミの市町村段階における分別収集システムの構築を図ります。				
	分別収集を徹底するための普及啓発を行います。				
リサイクル製品の利用拡大	「福井県リサイクル製品認定制度」、「福井県リサイクル推進店登録制度」の充実を図るとともに、リサイクル製品の優先購入について県民への広報活動を強化します。				5
	「福井県庁グリーン購入推進方針」や「福井県建設リサイクルガイドライン」等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。	環境対応事務用品購入	・事務用品のグリーン購入	46,559	10 103
	グリーン購入ふくいネット等の活動を通じて、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。	グリーン購入推進事業	・セミナー、キャンペーン等を実施し、グリーン購入を全県的に推進	902	101
不適正な処理の防止のための取組み	産業廃棄物が適正に運搬・処理されたことを確認する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正な運用を徹底します。				
	行政による立入検査等を強化し、安全で安心できる廃棄物処理施設や最終処分場の確保を図ります。	廃棄物処理施設設置・適正処理検討会	・廃棄物処理施設設置・適正処理検討会の開催	696	
		産業廃棄物最終処分場対策事業	・産業廃棄物最終処分場の周縁地下水等の行政検査	3,301	
		産業廃棄物処理公社運営資金貸付金	・（財）福井県産業廃棄物処理公社運営に係る資金貸付金	736,917	
		廃棄物処理施設整備事業	・市町村の一般廃棄物処理施設整備に対する助成	144,845	5
		民間管理型最終処分場対策事業	・敦賀市内民間管理型最終処分場の水処理施設維持管理、監視調査等	74,478	
		敦賀市民間最終処分場抜本対策事業	・敦賀市民間最終処分場に係る抜本対策に必要な詳細調査	499,330	
	小型焼却炉の構造、維持管理に関する基準を遵守するように強く指導するとともに野外焼却の禁止を徹底します。				
	「休日・夜間パトロール」や「スカイパトロール」、警察や隣接府県との連携など、行政による監視の強化を図ります。	廃棄物不適正処理監視事業等	・休日・夜間監視パトロールの実施（民間委託） ・監視指導資材の購入	11,757	7
	「廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活動を通じ、県民や事業者への意識啓発を強化するとともに、「不法投棄110番」などの地域社会全体による監視体制を充実し、不適正な処理の防止を図ります。	不法投棄等未然防止啓発推進事業 不法投棄廃棄物処理事業 漂着廃棄物適正処理支援事業 漂着木材適正処理支援事業	・不法投棄等防止啓発ポスターの作成 ・地域住民の協力を得て行う不法投棄廃棄物の撤去支援 ・市町村が行う漂着廃棄物等の処理に対する支援	300 8,125	 7
産業廃棄物最終処分場等の確保	民間事業者による整備状況を踏まえながら、県内で発生した廃棄物の適正処理体制の確立と循環型社会形成の推進を図るため、公共関与によるモデル的施設（「福井県リサイクル推進センター（仮称）」）の整備を進めます。				
	「福井県リサイクル推進センター（仮称）」においては、溶融炉を中心に、民間では設置が困難な管理型最終処分場を設置し、併せて資源分別、情報収集提供、研修の各機能を持った施設を整備します。				

資源循環システムの構築	リサイクル技術の指導や先進的環境関連技術の開発研究を促進し、企業への浸透を図ることにより、事業者の環境に配慮した事業活動への転換を支援します。	地域科学技術振興研究事業（再掲）	・環境関連など本県で成長が期待され、地域の科学技術振興に役立つ研究開発の推進		18
	廃棄物の適正処理やリサイクルの推進、新しい産業の振興や雇用の創出などが期待できる各種施設の集積を目指し、国の「エコタウン事業」を視野に置いた「資源循環拠点地域」について検討を進めます。				8
	分別収集品目を拡大し、消費者の環境負荷の少ない生活様式への転換を図り、限りある資源が適切に循環する社会の構築をめざします。	「プラスチックリサイクル3割達成」事業（再掲）	・市町村の資源ごみ回収拠点整備等への助成		35
	「建設副産物対策連絡協議会」において、建設副産物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイクル率の向上に努めるとともに、建設廃棄物の活用や適正な処分を進めます。	建設副産物リサイクル推進事業	・インターネットを利用したより広域的な情報交換によるリサイクル率の向上	525	11
	再生資材を利用した住宅建設等に対する支援により、再生資材の利用を促進します。	持家づくり資金利子補給制度	・再生資材、県産材を一定以上使用している住宅等に対する利子補給制度	336,590	
		良質住宅普及促進事業	・再生資材、県産材等を活用した住宅への助成	184,000	53-2
	福井県下水汚泥処理総合計画(平成14年度策定予定)に基づき、下水処理場から発生する汚泥の安定した処理と有効利用を促進します。				15
	家庭から排出される生ゴミや家畜糞尿等の未利用有機性資源の活用基本計画づくりを進め、地域の実情に応じた堆肥化施設の導入により、未利用有機性資源の循環システム体制を確立します。	農村振興総合整備統合補助事業 農村環境保全バイオマス利活用推進モデル事業 特別試験事業	・農村地域で発生する有機性資源の堆肥化 ・バイオマス由来プラスチックの農業用フィルムの利用促進に向けた実証 ・ウメ栽培における減農薬と剪定枝等圃内未利用資源の活用技術の確立	158,409 5,000 1,900	70 16 30
	木質資源の多段階利用や利用困難な廃材の合理的な処理方法について検討を進め、木質資源の有効利用を推進します	新 木質ペレットの低コスト化と燃焼性に関する研究 新 バイオマスエネルギー技術開発研究（再掲） リサイクル資源を利用した廃木材チップ舗装研究事業（再掲）	・木質廃棄物の循環利用を促進するため、木質ペレット製造の低コスト化を研究 ・木質バイオマス資源からメタン、アルコールなどの高効率な生産を目指した基盤的研究 ・廃木材チップを利用した歩道や園路の舗装材の開発	467	18 57-6 18
	家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進を図ります。				
	食品廃棄物のモデル的なリサイクル施設整備を支援し、食品産業等から排出される廃棄物の効率的な収集と高度利用を推進します。				
「資源の循環」 計				2,227,993	

2 環境関連産業の創造と振興

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H17当初	EMS(注)目標番号
産・学・官の連携による環境関連技術の開発	水質浄化、未利用資源の活用、省エネルギーなど環境関連技術に関する産・学・官共同研究開発を行うとともに、その成果の製品化・事業化を図ります。	地域科学技術振興研究事業（一部） ふくい産学官共同研究推進総合事業（一部） 新 太陽光エネルギー利用技術開発研究（再掲） 新 シリコン薄膜太陽電池開発研究（再掲）	・環境関連など本県で成長が期待され、地域の科学技術振興に役立つ研究開発の推進 ・先端的な技術開発等を行う産学官共同研究への助成等 ・太陽光に反応する新しい触媒の研究 ・太陽光集光システムの技術研究 ・安価で良質な結晶シリコン薄膜を利用した、安価で高効率な太陽電池の開発	322,214 89,300	18 31-2 52 57-4 57-5
	・水質浄化技術や環境汚染物質の除去システムなど環境改善技術	新 美しい三方五湖再生事業	・バイオ技術による水質浄化研究 ・リンの湖沼底質からの溶出を抑制する底質改善剤の研究	31,504	28-3 28-4
	・輸送機械の構造部材に使用可能な超軽量複合材料の開発				
	・廃棄物として処理されている木屑などの未利用木質資源の活用技術	新 バイオマスエネルギー技術開発研究（再掲）	・木質バイオマス資源からメタン、アルコールなどの高効率な生産を目指した基盤的研究		57-6
	・地域材利用の長期耐用型健康木造住宅の開発やスギ材用途拡大などの長期炭素貯蔵に寄与する木材利用技術				
	・道路緑化や地中熱空調システムなど環境保全型・環境創出型建設技術	基礎杭利用地中熱空調システム実用化研究事業（再掲）	・環境負荷のない自然の冷熱源の空調システムへの応用		43
	・リサイクル資材を使用した舗装技術など省資源・リサイクル型建設技術	リサイクル資源を利用した廃木材チップ舗装研究事業	・廃木材チップを利用した歩道や園路の舗装材の開発	3,445	18
	・地中熱利用の融雪システムや雪のエネルギーを利用した空調システムなど環境負荷の少ない雪対策技術	地中熱融雪研究事業（再掲）	・地中熱による融雪の橋梁での適用に関する研究		19
環境関連産業に対する支援	廃棄物の適正処理やリサイクルの推進、新しい産業の振興や雇用の創出などが期待できる各種施設の集積を目指し、国の「エコタウン事業」を視野に置いた「資源循環拠点地域」について検討を進めます。				8
	中小企業創造活動促進法や中小企業経営革新支援法等に基づく融資および補助等により、独創的な技術やアイデアをもとに、環境関連ビジネス分野において新たな事業を展開する中小企業を支援します。	開業特別支援資金（一部） 意欲ある企業支援資金（一部）	・信用力の脆弱な新規創業者に対する事業資金の提供 ・独自性のある技術とやる気のある中小企業者の新しい事業展開に対するバックアップ	250,000 250,000	
	中小企業制度融資や中小企業高度化資金、小規模企業者等設備導入資金等により、環境関連ビジネス分野への新規参入等を支援します。	産業活性化支援資金（一部）	・企業自らの経営努力によるレベルアップのための取組みの支援	2,800,000	
	静脈産業を含めた環境関連産業の育成・振興を助長する補助・融資等の支援のあり方について検討を進めます。	北陸環境共同キャンペーン事業	・「環境と経済の統合」に関する研究会の開催等	1,000	
	環境関連ビジネス分野への新規参入や事業拡大を計画する中小企業に対し、産業支援機関等と連携し、経営支援施策や技術開発等に関する情報の提供を行います。	プロジェクトマネージャー等設置事業（一部）	・専門の見地から企業経営に助言を行い、企業の成長を支援するスタッフの充実	23,977	
	新事業コーディネータや中小企業アドバイザー等、経営や技術開発等の専門家による相談、診断、助言により、環境関連ビジネス分野への新規参入等を計画する中小企業の円滑な事業展開を支援します。	中小企業経営技術診断助言事業（一部）	・マーケティング等の専門家の企業への派遣	16,931	

環境調和型製品の需要の拡大	「ベンチャープラザ」をはじめとする商談会や異業種交流会等の開催により、環境関連ビジネス分野の事業に取り組む中小企業に対し、ビジネスパートナーとのマッチングの機会を提供します。	新規創業支援事業（一部）	・新事業コーディネータによる、創業予定者への集中的なアドバイス	11,236	
	未利用有機性資源の堆肥化施設や未利用木質資源の加工施設の整備を進め、関連産業の振興を図ります。	北陸技術交流テクノフェア開催事業費補助金（一部）	・「北陸技術交流テクノフェア」開催への助成	10,000	
	「福井県リサイクル製品認定制度」、「福井県リサイクル推進店登録制度」の充実を図るとともに、リサイクル製品の優先購入について県民への広報活動を強化します。（再掲）				5
	「福井県庁グリーン購入推進方針」や「福井県建設リサイクルガイドライン」等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。（再掲）	環境対応事務用品購入（再掲）	・事務用品のグリーン購入		10103
	環境ビジネス展の開催や県外で開催される環境ビジネス展等への企業の出展を支援し、環境調和型製品の販路拡大を促進します。				
	「グリーン購入ふくいネット」等の活動を通じて、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。（再掲）	グリーン購入推進事業（再掲）	・セミナー、キャンペーン等を実施し、グリーン購入を全県的に推進		101
	消費者に対し、再生品や環境調和型製品に関する情報を情報紙やインターネット等を通じて積極的に提供します。				5
	間伐材等木材（県産材）の公共工事における利用を積極的に推進し、県民への間伐材等木材の環境資材としての理解の醸成を図ります。	県産材利用推進対策事業	・協議会、講習会の開催 ・情報誌等によるPR活動、イベントの支援	2,816	62-2
		県産材利用情報ネットワーク整備事業	・県産材の利用・供給等の情報収集、提供	1,077	62-2
「環境関連産業の創造と振興」 計				3,813,500	

3 地球環境の保全

3 - 1 水環境など生活環境の保全

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H17当初	EMS(注)目標番号
水環境の保全 （ア 閉鎖性水域や中小河川の水質保全）	「福井県汚水処理施設整備構想」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水設備整備事業、漁業集落環境整備事業、合併処理浄化槽などの各種事業間の調整を行い、効率的かつ着実に整備を進めます。	公共下水道等整備	・公共下水道処理場等の整備	1,775,000	23
		漁業集落環境整備事業	・漁業集落排水の整備	675,870	24
		林業集落排水施設整備事業	・林業集落排水の整備	-	
		農業集落排水事業	・農業集落排水の整備	1,564,429	25
		合併処理浄化槽設置整備事業	・市町村が実施する合併浄化槽の設置に対する助成事業への補助	109,207	26
		自然界に存在する植物や微小生物の浄化能力の活用を含め、湖沼水質の改善策についての調査研究を進めます。	美しい三方五湖再生事業（再掲）		28-3 28-4
	肥料成分の流出が少ない緩効性肥料や側条施肥田植機の普及をはじめ、省力施肥技術の開発など、農地からの負荷の削減対策を検討・推進します。				30
	湖沼内に堆積しているヘドロのしゅんせつ等を行い、窒素、燐の溶出を防止するとともに、波打ち際を緩傾斜のなぎさとし、ヨシ等が自生する植物帯の創出を図ります。	統合河川整備事業（浄化） 農業排水浄化促進事業	・堆積しているヘドロの浚渫等による水質浄化 ・農業排水浄化の広域指導、普及啓発	60,000 400	29 29
	水質汚濁防止法や「福井県公害防止条例」に基づく規制を徹底するとともに、三方五湖については、「湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場指導要綱」に基づく排水基準の遵守を指導します。	工場排水取締強化事業	・工場立入による監視・指導	1,386	31
	都市中小河川については、生活排水対策や事業場排水への規制・指導などに加え、河川や水路自体の浄化能力の向上を図ります。				
	油の流出や魚類のへい死などの水質事故に迅速に対応するため、関係機関との連携の強化と事故防止のための啓発を行います。				
	下水道や合併処理浄化槽等の適切な管理と法定検査等の周知を図ることにより、維持管理の徹底を図ります。	浄化槽設置者講習会	・浄化槽設置者への講習	410	32
		合併処理浄化槽設置整備事業（再掲）	・市町村が実施する合併浄化槽の設置に対する助成事業への補助		26
	河川・湖沼の水質常時監視を実施します。	公共用水域常時監視事業	・水質の常時監視 河川30地点、湖沼18地点	9,842	33
		公共用水域測定計画策定事業	・常時監視計画の策定	120	33
	河川水質の改善を進めるため、現状の利用形態や水質の現況等に応じて環境基準の見直しを行い、より一層きれいな水質をめざします。				
	「水を見る・親しむ」、「水を味わう・使う」という視点で、福井の豊かで美しい水資源を新たなブランドとすることを目指します。	観 名水を活かした地域づくり推進事業 観 「ふくいのおいしい水」認定・発信事業	・市町村、企業等地域のグループが行う名水を活かした地域づくりに関する活動への支援 ・県内各地の名水の水質検査、おいしい水の認定	5,000 2,358	23-2 23-3
水環境の保全 （イ 海域の水質保全）	海域の水質常時監視を実施するほか、主要な海水浴場において大腸菌や0・157などの水質検査を徹底し、安全性を確認します。	公共用水域常時監視事業（再掲） 海水浴場水質調査	・水質の常時監視 海域33地点 ・海水浴場の水質調査		33 33
	漁場環境の監視や生物モニタリング調査などの水質汚濁等に関する情報の収集により、沿岸海域および内水面の水域環境の保全を図ります。	漁場保全対策推進事業	・漁場環境総合検討会の開催 ・漁場環境の監視とモニタリング調査	5,572	35-2
	漁場や漁港内に浮遊・漂着した廃棄物の回収や海底の堆積物の除去を実施し、漁場環境の保全を図ります。	海面環境保全事業	・漁港、漁場等の廃棄物の回収	9,500	35-3

水環境の保全 (ウ 地下水 汚染の防止と 浄化の推進)	地下水汚染の未然防止を図るため、有害物質の地下水への浸透の防止を徹底します。	工場排水取締強化事業（再掲）	・工場立入による監視・指導		31
	汚染の早期発見のため、今後とも、市町村等を通じて土地利用などの実情を十分把握しながら、効果的な地下水調査を継続的に実施します。	地下水質監視調査	・概況調査 年60地点 ・汚染井戸周辺地区調査 ・定期モニタリング調査	4,608	36
	汚染発見時には、飲用等による健康影響の防止を最優先に、地下水の利用者をはじめとする当該地域住民への速やかな情報提供を行います。				
	科学的な調査等の実施により、汚染原因の究明を行うとともに、汚染者負担の原則に基づき浄化対策の実施・指導を進め、汚染の拡大を防止します。				
水環境の保全 (エ 土壌汚 染防止対策の 推進)	有害物質取扱い工場・事業場に対し、汚染防止の指導を徹底します。	土壌汚染監視調査	・土壌汚染対策法に伴う土地の汚染状況調査	275	36-2
	有害物質取扱い工場・事業場の利用形態の変更や移転に際しては、土壌汚染状況調査や必要な対策を指導します。				
	汚染が判明した場合には、「指定区域」に指定し、情報を公表します。				
	土壌汚染により人の健康被害が生じるおそれがある場合は、土地所有者等に対し、汚染土壌の除去など、適正な土壌汚染対策を進めます。				
水環境の保全 (オ 地盤沈 下の防止)	地盤沈下を早期に見出すため、地下水位と地盤沈下量の監視を実施します。	地盤沈下防止対策事業	・観測井での常時監視	138	37
	「福井県地盤沈下対策要綱」に基づき、地盤沈下地域において地下水の揚水制限や地下水利用の抑制に関する指導を徹底します。				
	地下水位の低下を防止するため、節水の合理化や雨水の地下浸透などの対策を推進します。	地下水位観測事業	・地下水の定点観測	432	37
	地下水を散水しない、あるいは節水型の消雪技術の開発と普及に努め、冬季における地下水の過剰揚水を防止します。	地中熱融雪研究事業（再掲）	・基礎杭利用地中熱融雪の橋梁での適用に関する実証化研究		19
	工業用水や水道用水に河川水やダムの水を利用し、地下水の過剰揚水を防止します。	県営第一工業用水道事業 福井臨海工業用水事業 日野川地区水道用水供給事業 坂井地区水道用水供給事業	・地下水を利用していた企業や市町村に河川水等を浄化して供給することによる地下水の過剰揚水の防止	7,550,014	
大気環境の保 全	大気汚染テレメータシステムにより、県内全域の大気汚染状況の常時監視を実施します。	テレメーター常時監視事業	・観測局における大気状況の常時監視測定（40局）	95,600	40
	工場・事業場から排出される大気汚染物質の排出を抑制するため、指導、規制を徹底します。	煙道行政検査	・ばい煙発生施設のある大規模工場等の立入検査（22工場）	1,733	41
		工場立入検査指導事業	・工場立入による監視・指導	168	41
	硫酸酸化物や窒素酸化物の排出量の多い工場等については、地域特性や排出形態等に応じて公害防止協定を締結すること等により、排出抑制対策に取り組みます。				
	県内における大気中のPM2.5の実態調査を進め、ディーゼル車等の排ガス等による粒子状物質の排出抑制策を検討します。	有害大気汚染物質監視調査	・優先取組物質の大気環境調査（11項目・5地点）	2,928	42
	光化学オキシダントの高濃度時には、住民の健康被害を防止するため、注意報の発令等を市町村と連携して迅速に行うとともに、事業者に対し、燃料使用量の削減を要請します。				
	低公害車や低燃費・低排出ガスの普及を促進します。	低公害車導入促進事業（再掲）	・通常車より価格が高い低公害車購入補助への助成（電気・ハイブリッド・天然ガス 300台）		60-2
	県が保有する公用車を計画的に低公害車へ切り替えます。				
	不要なアイドリングや急発進の自粛、ノーマイカーデーの実施など、環境に配慮した自動車の使用に率先して取り組むとともに、その普及を図ります。	生活交通活性化推進事業（再掲）	・福井県生活交通活性化会議の開催 ・ノーマイカーデーなどの広報、啓発		59
騒音・振動・ 悪臭防止対策	道路に面する地域住民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を行います。	自動車騒音常時監視事業	・自動車騒音の常時監視（8区間）	4,898	43
	新たに道路を建設する際には、必要に応じ、緩衝緑地帯の整備や道路構造の改善など自動車走行に伴う騒音・振動に対する対策に取り組みます。				
	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、平成16年11月の改善期間までにすべての家畜排せつ物の野積み改善するため、処理施設や堆肥化施設の整備など環境改善施設の整備を進めます。	畜産経営環境保全総合対策指導事業	・環境汚染発生状況等の実態調査 ・巡回指導、悪臭防止対策指導等	492	44
	騒音・振動・悪臭については、とりわけ市町村の役割が大きいため、今後とも連絡を密にするとともに、必要に応じて地域指定などの見直しを進めます。	騒音振動防止対策事業	・規制地域の変更、実態調査等	218	43
		悪臭防止対策事業	・規制地域の変更、実態調査等	513	44
災害時・緊急 時における環 境保全対策	災害・緊急時の特性に応じて、速やかに大気や水質等の調査を実施し、結果を公表します。				
	重油等による大規模な海洋汚染に対しては、国等の関係機関と連携し、迅速で的確な対応を図ります。				
	有害物質保有情報の集積など、二次的な環境汚染を防止するための事前対策に努めます。				
3 - 1 小 計				11,882,070	

3 - 2 化学物質等による環境汚染の防止

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H17当初	EMS(注) 目標番号
化学物質対策の推進 (ア ダイオキシン類の排出抑制と監視の徹底)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設設置者に対し、排出基準や構造基準の遵守、自主測定結果の報告の徹底などを指導します。	ダイオキシン類行政検査事業	・特定事業場のダイオキシン類検査 (大気排出12事業所)	3,503	45
	県内の特定施設等からのダイオキシン類排出総量の把握とその削減に努めます。				7
	小型焼却炉の構造、維持管理に関する基準を遵守するよう強く指導するとともに野外焼却の禁止を徹底します。				
	ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃棄物の減量化や分別の徹底を推進します。				
	大気・水質・土壌等の環境中におけるダイオキシン類の実態調査を継続的に実施するとともに、食物由来も含めた人の摂取量等について、調査研究を推進します。	ダイオキシン類常時監視事業	・大気、水質、底質、地下水、土壌の常時監視調査	11,794	46
		化学物質対策調査研究事業	・ダイオキシン類等の汚染の実態解明および低減化等に関する調査研究	41,279	47
化学物質対策の推進 (イ 環境ホルモンの実態調査と対策の検討)	環境汚染や健康被害の未然防止を図るため、環境ホルモンに関する正確な情報を収集するとともに、正確で分かりやすい情報を提供します。				
	環境ホルモンの環境中での実態調査をはじめ、環境影響や排出抑制技術等に関する調査・研究の推進に努めるとともに、発生源に対してはその削減を指導します。	化学物質対策調査研究事業(再掲)	・ダイオキシン類等の汚染の実態解明および低減化等に関する調査研究		49
化学物質対策の推進 (ウ 農薬の安全使用と低減化の推進)	農耕地・ゴルフ場での農薬の使用等に対し、水質調査等の監視をより一層強化します。	公共用水域補完調査事業	・ゴルフ場排水の農薬調査	556	50
		薬剤防除安全確認調査	・松くい虫防除薬剤の気中濃度、水質調査	2,704	
	農薬の適正な販売・使用を徹底するため、農薬安全使用講習会の開催や農薬管理指導士の認定および「農作物病害虫防除基準」の策定を継続的に実施します。	農薬安全対策事業	・作物、土壌中の農薬残留調査	513	51
			・農薬管理指導士研修会の開催 ・講習会、研修会の開催	1,341	51
	農薬の安全使用を徹底するとともに、農薬や化学肥料を極力使用しない環境に配慮した栽培技術の研究・推進に努めます。	特別試験事業(再掲)	・ウメ栽培における減農薬と剪定枝等園内未利用資源の活用技術の確立		30
	既に使用が禁止されている古い農薬等の環境への流出防止に向けて、農薬協同組合等を通じて農薬の回収を徹底するなど、適正な管理・処分を行います。				
	減農薬をめざした主要病害虫の防除技術の確立に取り組めます。	一般試験研究事業	・フェロモンを利用した病害虫防除技術の確立	884	52
	「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づく有機農産物や有機農産物加工食品の認証制度や、農薬・化学肥料の使用の低減に取り組む農業者を認定する「エコファーマー」制度、県独自の「福井県特別栽培農産物認証制度」を生産者・消費者の双方に普及します。	環境調和型農業ふくいモデル育成事業	・集団で環境調和型農業に取り組むエコファーマーを中心としたモデル集団への技術習得や設備導入、販売促進支援による育成	10,850	52-2
		有機農産物等認証制度推進事業	・県特別栽培農産物認証制度の推進	13,700	52-2
化学物質対策の推進 (エ PCBの適正な保管・処理の推進)	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等に基づき、国と協力してPCB廃棄物を確実に適正に処理します。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金拠出金 北海道PCB廃棄物処理事業広域協議会等負担金	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理を推進するための基金への拠出	13,018	
	PCB廃棄物の保管状況等の把握に努めるとともに、事業者に対し、適正な保管・管理について指導を徹底します。				
化学物質対策の推進 (オ 化学物質等による環境汚染・健康影響の未然防止)	化学物質の人に対する健康影響に加えて、生態系への影響についても、情報の収集・解析や調査研究を進めます。	化学物質環境汚染実態調査	・環境省からの委託によるモニタリング調査	214	
	未規制の化学物質の使用について、必要に応じて新たな規制・指導を検討します。				
情報の整備と提供 (ア 情報の整備)	化学物質を取り扱う事業者に対し、P R T R法の普及を図り、事業者自身による化学物質の管理と使用量の削減を促進するとともに、適切な化学物質対策を進めるため、P R T R制度で得られたデータの整備を強化します。				48
	ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質について、より正確な情報を収集します。				
情報の整備と提供 (イ 情報の提供)	研修会などを通じて、化学物質等安全データシートの活用等を周知し、化学物質や化学物質を含む製品に関するスムーズな情報提供を図ります。				
	県民に対し、化学物質に関する情報をわかりやすく提供していきます。				
3 - 2 小 計				100,356	

3 - 3 温暖化防止対策等、地球環境の保全

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H17当初	EMS(注) 目標番号
温室効果ガスの排出抑制 (ア 省エネルギーの推進)	環境自主行動計画の策定等を通じて、省エネルギーに配慮した計画的・継続的な事業活動を促進します。	ISO14001推進事業(再掲)	・県庁におけるISO14001の運用		
		環境マネジメントシステム構築支援事業(再掲)	・ISO14001基礎講座の開催 ・モデル事業所に対する環境自主行動計画策定の指導		54 104 105
		地球温暖化防止実践活動促進事業(エコオフィス宣言事業所推進事業)	・エコオフィス宣言事業所の推進 (年間を通じて省エネの取組みを実践する事業所)	180	54

	エネルギーの使用の合理化、再生資源の利用等に取り組む中小企業に対し、指導員を派遣等により、実状に即した解決策を具体的に支援し、エネルギー使用合理化設備の導入を促進します。	環境マネジメントシステム構築支援事業（再掲）	・ISO14001基礎講座の開催 ・モデル事業所に対する環境自主行動計画策定の指導		54 104 105
	省エネルギー診断や設備の改善、省エネルギー効果の検証等の包括的なサービスを提供するESCO事業に関する情報を提供し、その活用を促進します。				
	「環境ふくい推進協議会」、「アースサポーター」（地球温暖化防止活動推進員）等を通して、省エネルギーなど環境とエネルギーの関わりについて県民の理解を深めるとともに、家庭における省エネルギーの取組みを促進します。	地球温暖化防止計画推進事業	・アースサポーター、アースリーダーを活用した実践活動モニター事業 ・地球温暖化対策推進会議の開催	2,140	54
		地球温暖化防止実践活動促進事業（温暖化ストップ家族大作戦）	・夏季に節電に取り組む家族を募集、表彰	1,176	54
		地球温暖化防止実践活動促進事業（地域活動支援事業）	・市町村の実施する温暖化防止対策への助成（環境家計簿、エコポイント、省エネナビ）	3,500	54
		グリーン購入推進事業（再掲）	・セミナー、キャンペーン等を実施し、グリーン購入を全県的に推進		101
	地球温暖化防止活動推進センターを設置し、情報提供などセンターの活動を通して自主的な取組みや団体の活動を支援します。				
	街灯などの照明の効率化を通じて、省エネルギーの推進を図ります	トンネル照明省エネルギー化研究事業	・車両の通行量に応じたトンネル照明の調光制御の研究	2,625	56-2
温室効果ガスの排出抑制（イ 新エネルギーの導入）	風力・太陽光など新エネルギー設備を率先して導入することにより、導入効果の検証を進め、その普及を図ります。	太陽光発電等住宅設備設置促進事業	・太陽光発電等の住宅設備設置費への助成	282,000	57-3
		新 太陽光エネルギー利用技術開発研究	・太陽光に反応する新しい触媒の研究 ・太陽光集光システムの技術研究	24,990	57-4
		新 シリコン薄膜太陽電池開発研究	・安価で良質な結晶シリコン薄膜を利用した、安価で高効率な太陽電池の開発	34,965	57-5
	県営住宅団地など県有施設において、太陽光発電設備を設置するモデル事業に取り組めます。				55
	福井県の気候、風土にあった省エネルギーや太陽光発電などの新エネルギー設備を取り入れた環境共生住宅の普及を図ります。	太陽光発電等住宅設備設置促進事業（再掲）	・太陽光発電等の住宅設備設置費への助成		57-3
	水力発電とともに環境負荷の少ない風力発電を行い、石油代替エネルギーを確保します。	水力発電事業	・中島、滝波川第一、真名川、山口、中島第二、広野（6か所）における水力発電の実施	2,535,524	
		風力発電事業	・福井市国見岳における風力発電の実施	46,466	57
	地中熱利用の融雪システムや雪のエネルギーを利用した空調システムなど、環境負荷の低減をめざした雪対策技術等の開発を進めます。	地中熱融雪研究事業	・地中熱による融雪の橋梁での適用に関する研究	704	19
		基礎杭利用地中熱空調システム実用化研究事業	・環境負荷のない自然の冷熱源の空調システムへの応用	1,028	19
		利雪技術導入促進事業	・雪を冷熱源とする雪冷熱エネルギーの普及啓発（庁内検討会、技術アドバイザーの派遣）	252	58-2
	未利用木質資源の多角的な利用および化石燃料の使用抑制を図る観点から、バイオマスエネルギーとしての利用の検討を進めます。	新 バイオマスエネルギー生産技術開発研究	・木質バイオマス資源からメタン、アルコールなどの高効率な生産を目指した基盤的研究	24,675	57-6
温室効果ガスの排出抑制（ウ 環境負荷の少ない交通対策の推進）	不要なアイドリングや急発進の自粛、ノーマイカーデーの実施など、環境に配慮した自動車の使用に率先して取り組むとともに、その普及を図ります。（再掲）				60
	公用車への低公害車の率先導入に努めるとともに、県民や事業者への低公害車の普及を図ります。	低公害車導入促進事業	・通常車より価格が高い低公害車購入補助への助成（電気・ハイブリッド・天然ガス 300台）	18,378	60-2
	環境負荷の少ない車両による配送を求める「グリーン配送」の導入や物流の効率化について検討を進めます。				
	健康によく環境にもやさしい乗り物としての県民の自転車利用を促進します。	新 健康長寿バイスクル事業	・ホームページ、広報による自転車利用の喚起 ・健康長寿バイスクル大会の開催	1,510	60-4
	電車やバスなどの公共交通機関の利用促進を図るための都市づくりについて検討を進めます。	福井都市圏総合都市交通体系調査事業	・交通実態調査（パーソントリップ調査）等による都市圏の望ましい総合都市交通体系のあり方の策定	90,000	58-3
	駅周辺での駐車場や駐輪場の整備によるパークアンドライド、サイクルアンドライドの推進等により、電車・バスなどの公共交通機関の利用を促進します。	新世紀ふくい生活交通活性化支援事業	・市町村が行う公共交通の利便性向上や地域ごとの課題に応じた調査・実験、利用促進の取組みに対する支援	35,000	59
		生活交通活性化推進事業	・福井県生活交通活性化会議の開催 ・ノーマイカーデーなどの広報、啓発	3,319	59
		パークアンドライド渋滞対策モデル事業	・モデルケースとして鉄道駅周辺へのパークアンドライド型の駐車場整備	7,500	59
		パークアンドライド型駐車場管理事業	・鉄道駅周辺に整備したパークアンドライド型駐車場の維持管理	371	
	地域住民の足となる生活交通を維持するとともに、コミュニティバス、福祉バスの導入など新たな取組みを促進します。	生活バス路線確保対策事業	・生活バス路線における運行経費等の補助	465,521	59
		フレンドリーバス運行事業	・県立施設と福井駅を結ぶ無料送迎バスの運行	14,616	59
温室効果ガスの排出抑制（エ 省エネルギー型の都市構造の構築）	土地利用の規制等により、コンパクトな市街地に誘導することで、エネルギー利用の効率性の向上を図る。				
森林資源の保全と利用	本県の総面積の75%を占める森林の適切な保全や植林・保育・間伐等の森林整備の着実な推進を図り、森林による二酸化炭素の吸収源対策を推進します。	共生保安林整備事業	・快適な生活環境の保全、形成を図るための総合的森林整備	273,000	71
		保安林改良・保育事業	・荒廃保安林の改植等	489,300	71
		保安林整備管理事業	・保安林の指定・解除等 ・保安林の適正かつ円滑な整備管理	8,174	71-2

		造林補助事業	・保育、間伐等の森林整備の助成	1,997,993	72
	森林整備を確保するための支援体制や具体的な整備手法等について検討を進めるとともに県民参加による森林づくりを推進します。	豊かな海の森林づくり活動定着支援事業	・林業者と漁業者等県民との連携による森林づくりへの支援	600	
		森林整備地域活動支援交付金事業	・日常の森林管理活動に対する支援（交付金の交付）	327,000	
	炭素の長期にわたる貯蔵および化石燃料の使用量抑制のため、再生可能な資源である間伐材等木材および木質資源の公共施設や公共工事での積極的な利用を推進します。	県産材利用推進対策事業（再掲）	・協議会、講習会の開催 ・情報誌等によるPR活動、イベントの支援		62-2
		木とのふれあい環境づくり推進事業	・市町村等が行う県産材を使用した製品導入等に対する助成	10,000	62-2
		公共土木資材利用開発事業	・研究会の開催 ・普及パンフレットの作成 ・設計基礎調査、研究等	1,385	
		県産間伐材流通促進対策事業	・間伐材の搬出補助 ・認証制度	56,746	62
		新 間伐促進緊急特別対策事業	・間伐の実施が比較的遅れている高齢級の森林整備に対する支援	18,000	62
		新 間伐材供給拡大事業	・曲がり材等の未利用間伐材を搬出するための現地実証試験、調査等の実施	2,641	62
		安心と満足の福井材ふれあい事業	・福井材の生産に対する助成および普及啓発	10,735	62-2
	「近くの山の木で家をつくる運動」の展開等を通じて、住宅等での木材（県産材）の利用拡大を促進します。	県産材利用推進対策事業（再掲）	・協議会、講習会の開催 ・情報誌等によるPR活動、イベントの支援		62-2
		県産材利用情報ネットワーク整備事業（再掲）	・県産材の利用・供給等の情報収集、提供		62-2
		新 「ふくいの森とつながる家づくり」推進事業	・県産材住宅の広報、施主の募集等への助成 ・県産材の特性を活かした内装材等の開発、実証	7,279	62-2
	森林生態系に配慮した多様な森林施業などの知識・技術の有した若い労働者をはじめとする森林整備を担う人材の確保・育成を図ります。	森林整備担い手育成確保総合対策事業	・新規林業者の募集、研修等の実施	31,328	62-3
		森林組合等経営基盤強化対策事業	・研修会、協議会等の実施 ・森林地図情報整備、事業提携の推進 等	2,513	62-3
フロンの回収・破壊の推進	フロンの回収破壊法に基づき、フロンの回収・破壊が適正に行われるよう、回収を担う登録業者等に対する監視・指導を徹底します。	フロンの回収推進事業	・フロンの回収の普及啓発 ・フロンの回収、引取業者の登録	82	63
	オゾン層やフロン回収等に関する情報を県民に提供するとともに、回収・破壊費用の負担について周知・徹底します。				
酸性雨の監視	国が実施する酸性雨対策調査へ参画するほか、県内の酸性雨の実態を継続的に実施します。	酸性雨監視調査事業	・環境省の委託による酸性雨モニタリング調査等（国設酸性雨測定所、夜叉ヶ池等）	2,986	64
	自然的・人為的要因が見られない夜叉ヶ池において、酸性雨による湖水への影響や土壌の緩衝能力に関する調査を実施します。	酸性降下物の環境影響解明研究事業	・酸性降下物による環境影響発生メカニズムの解明と影響発生の防止	3,110	64-2
国際環境協力	環境保全や国際環境協力に関する情報を整備・発信するとともに、これらの情報の提供等を通して県民・事業者の国際環境協力を促進します。				
3 - 3 小 計				6,839,312	
「地球環境の保全」 計				18,821,738	

4 自然との共生

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H17当初	EMS(注)目標番号
すぐれた自然環境の保全	白山国立公園とそれに隣接する奥越高原県立自然公園は、一団として隣接県にまで広がりを持っていることから、地域をはじめ国や関係する県等とも広く連携しながら適切に保全・管理します。	公園管理指導事業	・自然公園法に基づく許認可事務の適正な運営と管理	4,122	66
	越前加賀海岸国立公園、若狭湾国定公園の長距離にわたって連続するすぐれた景観や藻場などの生物の生息環境を、地域と連携しながら適切に保全・管理します。				
	自然度の高い貴重な自然を有する自然環境保全地域について、今後も適切に保全します。	自然環境の保全事業	・敦賀市池河内湿原の保全・管理	300	67
		自然環境保全条例の施行	・環境審議会の部会の開催	794	
	野生鳥獣の生息地の確保を図るため、地域の理解を得ながら、既設鳥獣保護区の適切な管理を行います。	鳥獣保護事業	・保護区を明示する管理標識（制札）の設置・管理	270	68
	鳥獣保護区の新規設定に当たっては、自然公園制度や国の「緑の回廊計画」、隣県の保護区等との連携に留意しながら、計画的に広域的な生息地の確保を図ります。				
身近な自然環境の保全（ア 里地・里山の保全および活用）	里地里山の二次的自然環境の生物多様性を保全するため、希少野生生物の生息・生育地として特に重要な里地里山（「重要里地里山」）を抽出し、環境学習等による活用や持続的な保全管理の方法について地域住民や市町村と連携し、部局横断的に保全活用を進めます。	新 武生西部「人とメダカの元氣な里づくり」推進事業	・希少野生生物保全監視員の養成 ・地元小中学生を対象とした希少野生生物保全のための環境教育の実施	3,752	77-2-2 79-2
	地元住民やNPO、ボランティア等と連携しながら希少野生生物の生息地の維持管理や監視に取り組みます（福井県版グリーンワーカー制度）。				
	中山間地域等直接支払制度を推進し、農地の保全に努めるとともに、集落が行なう自然生態系の保全に資する取り組みを支援します。	中山間地域等直接支払交付金事業	・急傾斜農地等で農業生産活動を行う農業者等に対する直接支払交付金の交付	518,285	
	中山間地域の棚田等が持つ公益的機能を維持・増進するため、環境との調和に配慮した農業生産基盤等の整備、地域住民による保全マップの作成や農地の保全・管理を行う組織・人材の育成を図ります。	中山間地域総合整備事業	・農業生産基盤、農村生活環境基盤、活性化施設の整備	2,514,774	70
		ふるさと水と土ふれあい事業	・土地改良施設の保全整備	132,498	
		ふるさと水と土保全基金事業	・ふるさと保全指導員研修、推進協議会の運営等	5,600	
		棚田地域等保全基金事業	・土地改良施設保全のための資機材支援	4,800	

	福井県都市計画マスタープランに基づき区域区分等の都市計画制度を活用することにより、郊外での無秩序な開発を抑制するとともに、都市を取り巻く良好な自然環境を保全します。				
	農業農村の基盤整備においては、自然に親しめる生態系や景観に配慮した整備を進めます。	かんがい排水事業	・農業用排水施設の整備	4,198,011	69
		経営体育成基盤整備事業（ほ場整備）	・農業基盤整備、農業生活基盤整備	2,147,520	70
		地域用水環境整備事業	・農業水利施設（水路、ダム、ため池等）の整備	42,000	69
	森林所有者等の自助努力では整備が期待されない森林について、公的主体による多様な森林整備を推進します。	共生保安林整備事業（再掲）	・生活環境保全のための総合的森林整備		71
	県民が森とふれあえる保健休養の場などの利用や森林生態系の保全を図るため、適切な森林の整備・保全を推進します。				
	松くい虫被害に代表される森林病虫害による森林被害対策を推進し、森林の公益的機能の維持保全を図ります。	松くい虫被害総合対策事業	・伐採駆除や薬剤散布等総合的な防除	94,676	75
		松くい虫被害特別対策事業	・国定公園および保全対象松林以外の倒木危険枯損松林内の松くい虫被害の防除	42,543	75
		ナラ類の集団枯損被害対策事業	・ナラ類の集団枯損被害の予防駆除	2,303	75
身近な自然環境の保全 （イ 身近な地域における自然環境の復元）	野鳥やトンボなど生き物とのふれあいにより四季を感じることのできる地域づくりをめざして、公共事業における多自然型工法の採用や学校ビオトープの整備への技術的支援等に取り組みます。				
	身近な自然環境が環境学習に活用されるよう努めます。				
	野鳥や昆虫、水生生物などの身近な生き物が生息し、移動しやすい中継地空間として、都市部におけるビオトープの整備を進めます。				
身近な自然環境の保全 （ウ 都市の緑の保全と整備）	里地里山や田園地域から市街地に緑の連続性を持たせるため、都市公園等の整備に際してはその配置に配慮するとともに、それらを相互に結ぶ道路の緑化や沿道における緑の保全と整備を図ります。				
	身近で日常的なレクリエーションの場となる公園の整備や島状緑地等の保全、工場周辺等での自然環境の保全を図ります。	テクノポート福井総合公園管理業務委託（環境美化）	・テクノポート福井内のごみ分別収集	2,823	76
		テクノポート福井環境整備事業（産業用地等環境整備）	・テクノポート福井内の除草	8,684	
		テクノポート福井環境整備事業（汀線清掃）	・テクノポート福井内の海浜地の清掃	1,729	
	福井県広域緑地計画や市町村が策定する緑の基本計画に基づき、都市内の緑地を保全・整備します。	勸 丹南地域総合公園（仮称）整備事業	・武生市吉野地区に整備する公園の実施設計、測量等	60,000	76
身近な自然環境の保全 （エ 市民活動との連携）	地域づくりの中で主体的に自然環境の保全・復元に取り組んでいる住民やNPO、団体等と連携した保全活動を進めます。	ふくい環境力向上プロジェクト推進事業（再掲）	・子どもたちと環境保全団体が連携して、名水や河川などの地域の課題をテーマにした活動に取り組む事業に対する支援		99
	地域への指導者の派遣や活動に関する相談等の支援を組織的に行うため、自然保護を普及する拠点施設（自然保護センター、海浜自然センター等）を中核とした地域支援ネットワークの形成を図ります。				
身近な自然環境の保全 （オ 環境学習等の場としての積極的活用）	子どもたちの遊び場や自然体験・環境学習の場となるよう、地元や市町村等と連携しながら、里地・里山の保全・活用に部局横断的に取り組みます。				
希少野生動植物の保護など生物多様性の確保 （ア 分布情報の集積と保護対策）	希少野生生物の現状を把握し、保護を図るため、自然環境保全基礎調査資料や福井県版レッドデータブック作成に係る補充調査、環境アセスメント等の自然環境情報を集積します。				77
	自然環境情報をもとに、開発行為による生息環境の改変に対する保全措置をはじめ、地域固有の貴重な自然環境と希少野生生物の永続的な保護対策を検討します。	勸 武生西部「人とメダカの元氣な里づくり」推進事業（再掲）	・希少野生生物保全監視員の養成 ・地元小中学生を対象とした希少野生生物保全のための環境教育の実施		77-2-2 79-2
	農業生産基盤の整備に当たっては、ため池、水路、棚田など農村環境に依存してきた野生生物の生息環境の保全および環境との調和に配慮します。	農業農村環境計画策定事業	・市町村による農村地域における環境への配慮や保全にかかる基本的な計画、具体的な方策の策定等	11,250	70
		環境に配慮した農業農村整備技術実証事業	・地域の生態系に配慮した整備手法の実証 ・美方地区堆肥化施設における有機性資源の循環利用についての実証	5,000	16
		自然豊かなむらづくり支援事業	・地域住民、NPO等が参加できる体制整備等（計画策定、ワークショップ、簡易整備等）についての支援	10,625	
	公共事業等による生息環境の改変を極力避けるため、事業者に対し施設配置計画や工法の検討などの配慮について指導・調整します。				
希少野生動植物の保護など生物多様性の確保 （イ 移入種問題の検討）	ブラックバス、ブルーギル等の移入種による自然生態系への影響が懸念されるため、移入種の侵入防止、駆除などの対策について規制強化も含め検討を行います。	ブラックバス・ブルーギル駆除事業	・外来魚（ブラックバス・ブルーギル）の分布状況や生態調査および効率的な駆除方法についての検討、開発 ・外来魚駆除にかかる経費の助成 ・外来魚撲滅に向けた普及啓発活動	3,200	77-2-3
野生鳥獣と人間社会との共生	自然を構成する重要な要素である野生鳥獣と人との共生をめざすため、第9次鳥獣保護事業計画（H14～18年度）を着実に実施します。	鳥獣害のない里づくり推進事業	・体制強化対策（人づくり、体制整備等） ・戦術強化対策（ハード対策、普及啓発等）	93,008	77-3 77-4 77-5
	森林に被害を及ぼす野生鳥獣との共生をめざした、被害回避技術や施業技術の開発・普及に努めます。	造林補助事業（獣害回避対策）（鳥獣害のない里づくり推進事業に含む）	・鳥獣害防止施設等への助成		（事業費は造林補助事業に含む）
	生息数が増加し、分布域も拡大しているシカについて、科学的、計画的に個体数管理を行うため策定した特定鳥獣保護管理計画を着実に進めます。	特定鳥獣保護管理計画推進事業（鳥獣害のない里づくり推進事業に含む）	・特定鳥獣保護管理計画に基づく事業の実施効果のモニタリング		（事業費は鳥獣害のない里づくり推進事業に含む） 77-3

	農林業被害を増加させているシカやイノシシ等について、適切な駆除が実施されるよう市町村の有害獣駆除事業を支援します。	有害獣駆除対策事業	・市町村が実施する有害獣駆除に係る経費の一部補助	(事業費は鳥獣害のない里づくり推進事業に含む)	77-4
	野生獣による農作物被害を予防するため、防護柵の設置やパトロール威嚇に取り組みます。				77-4
	最先端技術を活用しながら近県と連携してクマの行動、生息状況等に関する情報の収集・解析を行い、出没予測に基づいた的確な対策を講じることにより、クマによる人身被害を防止します。	新 ツキノワグマ広域調査事業	・GPS(衛星を活用した位置測定システム)を用いたクマの行動調査、ドングリ類調査、生息数調査、専門職員の養成	14,116	77-6
自然とのふれあいの推進 (ア 県民ニーズに合った自然公園等の施設整備)	園地、歩道、駐車場、便所など、自然の中でより快適に活動できる施設を改修、整備します。なお、施設整備に当たっては透水性舗装などの自然への負荷軽減に配慮します。	自然公園等整備事業	・国立、国定、県立自然公園の公園施設の整備	241,575	78
	自然の仕組みの学習など自然観察のための施設を整備します。				
	湿原における植生踏み荒らし防止のための木道など、貴重な自然を保護するための施設を整備します。	池河内管理木道改修事業	・池河内湿原の管理用木道の改修	12,600	67
自然とのふれあいの推進 (イ 自然観察会等ソフト対策の充実および人材育成)	自然保護を普及する拠点施設等を中心に、農林業体験活動等との連携を図りながら、自然観察会や多様な自然の姿を五感で体験する講座等、本県の豊かな自然を体感する幅広いソフト事業の充実に取り組みます。				
	市町村や学校、各種団体と連携して優れた自然環境保全の重要性について一層の普及啓発を進めます。				
	自然保護センターや海浜自然センターを活用し、県民ニーズに対応した自然体験学習の場と機会を提供します。	自然保護意識の普及啓発事業	・自然保護センター(自然観察会、愛鳥教室、天体観望会、リーダー養成講習会等) ・海浜自然センター(親子ふれあい教室、スノーケリング、自然体験講座等) ・ナチュラリストの研修・養成	6,478	79 80
	自然に関心を持つナチュラリストや自然観察会等の指導ができるナチュラリストリーダーを養成します。				
	観察会・地域活動の指導者・助言者として、農林業従事者など幅広い分野の人材に協力を得て、指導者派遣などの多様なニーズに対応します。				
	子どもの食農・環境に関する環境学習を支援し、次代を担う農業者の確保や農業農村の持つ多面的機能に対する関心の醸成に取り組みます。	福井の豊かさを支える農業農村環境学習推進事業	・小学生等に対する農業農村の多面的機能についての学習実施 ・学習のための簡易な施設整備	3,000	79
	森林や林業と人とのかかわりあいを深め、森林の持つ多面的な機能と環境の大切さについて理解を図るため、野外・体験学習会の開催やジュニアフォレストサポーターの養成に取り組みます。	もり人づくり事業(再掲)	・学校教育と連携した森林、林業体験学習 ・指導者の養成等		83
	地域の豊かな自然・文化や農林漁業体験を楽しむエコツーリズム、グリーン・ツーリズムの推進を図ります。	新 武生西部「人とメダカの元氣な里づくり」推進事業(再掲)	・武生市西部地域におけるエコツーリズム実施の支援		79-2
		新 美しい三方五湖再生事業(再掲)	・三方五湖の特性を活かしたエコツーリズムの推進		28-3
		地域ぐるみ体験交流支援事業	・地域ぐるみの活動や体験交流施設の連携等を推進	3,830	79-3
		農山村ふるさと活性化対策事業	・地域資源の活用(農産物販売等を行う施設整備への助成) ・都市農村交流の促進(農作業体験施設等の施設整備への助成)	38,500	79-3
自然とのふれあいの推進 (ウ 森や水辺でのふれあいの機会や場の創出)	生態系や親水性に配慮し自然と共生した水辺環境を復元するとともに、まちづくりと一体となった良好な水辺空間を整備・保全することにより、気軽に水に親しむことのできる安心な水辺の復元や創出を進めます。	統合河川整備事業(利用推進)	・地域で活動する市民団体、教育関係者等と行政が協力して良好な水辺環境の創出・保全、河川を利用した環境学習や自然体験活動の場の整備を推進	40,000	84
		地方特定河川等環境整備事業	・低水護岸、せせらぎの整備等による、水辺に親しむ空間や憩いの場の創出	240,446	84
		河川激甚災害対策特別緊急事業	・福井豪雨で被害を受けた足羽川における河床掘削、低水護岸、堤防補強等	5,600,000	
	小学校に近い河川において、自然の状態を極力残しながら、水辺に近づく河岸や瀬・淵、せせらぎの創出、遊歩道の整備などを進め、身近な遊び場・教育の場として活用します。	統合河川整備事業(利用推進)(再掲)【水辺の楽校プロジェクト】	・子どもたちが河川で行う自然体験・自然学習の推進(プロジェクトに伴う、大野市真名川・福井市狐川の整備)		84-2
	子どもたちが「水辺に親しみ・学び・遊ぶ」機会の提供や支援を行います。	ふくい環境力向上プロジェクト推進事業(再掲)	・子どもたちと環境保全団体が連携して、名水や河川などの地域の課題をテーマにした活動に取り組む事業に対する支援		99
	市街地周辺や自然環境の優れた地域の森林において、地域住民のニーズに対応した生活環境や自然環境を保全・創出するための森林整備を進めます。	共生保安林整備事業(再掲)			71
		県民もりづくり推進事業	・里山の森林づくりの推進 ・緑化の普及啓発等	6,350	82 83 84-3
自然環境基礎データの収集と活用 (ア データの収集、分析、情報提供)	「みどりのデータバンク調査」や「福井県版レッドデータブック」を始めとする県内の自然環境に関する基礎データに加え、データの更新や新たな分野のデータ収集を進めます。	渡り鳥保全調査	・福井県に飛来する渡り鳥の生息状況の把握	160	85
	得られたデータを地元自治体や住民の「宝」として認識されるよう、市町村毎にわかりやすくまとめ、情報提供に努めます。	ガンカモ科鳥類生息調査	・福井県に飛来するガンカモ科鳥類の生息状況の把握	388	85
	子どもたちに地元の自然のすばらしさや現状について理解を深めてもらうよう、工夫したパンフレットを作成します。				
自然環境基礎データの収集と活用 (イ 自然環境基礎データ等を活用した自然環境保全の方針等の策定)	各種調査事業等により蓄積された県内の自然環境基礎データ等を活用し、生物多様性保全や景観保全の観点による地域に根ざした自然環境保全方針の策定を検討します。				

緑の確保など 自然環境等への配慮	公共事業の実施に当たっては、環境に関する現況調査を行い、地域特性を踏まえた適切な工法を採用します。				108
	里山や田園地域の保全等による環状緑地や、道路の緑化による放射状緑地の形成を図ります。				110
	公共施設の整備に当たっては、周辺景観への配慮や緑化、オープンスペースの確保に努めます。				86
	道路法面の緑化・植栽を実施し、自然の回復と景観への配慮に努めます。				89
	多自然型川づくりの方針に基づき、生物の生息・生育環境や自然景観の保全の観点に立った川づくりを進めます。	ふれあいの川づくり推進事業	・良好な河川空間を維持・保全するために、草刈や平坦化している河床に瀬と淵の復元を図る河床整形を実施	270,900	84
	生態系や景観等自然環境が優れた溪流の個々の特色を活かした砂防事業を展開し、水と緑豊かな溪流づくりを推進します。	通常砂防事業	・建設発生土を有効利用するなど溪流環境整備計画に基づく砂防事業の実施	140,000	86-2
健全な水循環の確保	地下水の過剰揚水の抑制や透水性舗装の推進、適正な水田の管理や森林の整備・保全などを通じて、水循環の確保を図ります。				
	本県の水資源・水循環の現状を把握し、流域の実状に応じた水循環の健全化に向けた方策等の検討を進めます。	水資源対策事業	・水資源利用のための連絡会議の開催、水意識の普及啓発	495	38
	安定した水資源を確保するため、水源のかん養機能が低下した森林を保水力の高い「緑のダム」として整備するとともに、農用地の保全を進めます。	水源地域整備事業	・水源地域の荒廃森林の総合的整備	358,050	71
	農地や農業水利施設が有する地下水かん養機能などの多面的機能を維持・保全するため、地域住民参画による管理体制の整備や地域活動の支援に取り組みます。	地域用水機能増進事業	・生活用水、防火用水、環境用水などの地域用水機能を維持・増進するための計画策定や支援活動、施設整備の実施	66,840	69
		地域水利施設活用事業	・農業水利施設が有している多面的機能を十分に発揮するため、地域住民等の参画による管理体制を整備	61,895	86-3
		新 農地・農業用水等保全管理手法モデル事業	・農地、農業用水等の保全管理の状況把握、実践活動およびその検証	25,000	86-3
良好な景観の確保と形成 (ア 安らぎと親しみのある景観の形成)	安らぎとうるおいを与える良好な都市景観の形成を図るため、地域の気候・風土に合った街路樹等の植栽および維持管理を行います。	街路緑化事業	・県管理街路への植樹	57,504	
	里山や鎮守の森、棚田等の整備、石積みの水路の保全・復元などにより、ふるさとの美しい風景を残します。				
	道路法面の緑化・植栽を実施し、自然の回復と景観への配慮に努めます。				89
	海岸域における動植物の生息・生育環境への配慮や砂丘と海岸林が一体となった自然景観に配慮しながら、自然豊かな親しまれる海岸および砂丘環境の保全に取り組みます。	海岸保全施設整備事業	・漁岸環境の保全	110,000	90
		漁港環境整備事業	・漁港、場施設の環境保全	100,000	90
		海岸環境整備事業	・離岸堤、遊歩道等の整備	383,000	91
		海岸保全施設整備事業	・海岸保全施設の整備	86,000	91
		港湾環境整備事業	・緑地、広場、植栽等の整備	227,000	92
		新 環境配慮型漁場保全事業	・沿岸漁場の機能維持、環境保全および環境に配慮した漁礁の整備	8,693	35-4
	海岸の背後地の植栽や養浜、親水緑地等の整備を進め、海岸環境の保全・復元に取り組みます。	海岸侵食対策事業	・海岸保全施設の整備	350,000	91
		海岸環境・景観整備事業	・海岸環境の復元	435,000	90
		海岸環境整備事業	・侵食対策（離岸堤、突堤等）および環境整備（養浜工等）	90,000	91
	まちの美観を損なうごみの散乱や不適切な屋外広告物掲示の防止に取り組みます。				
良好な景観の確保と形成 (イ 環境美化運動の促進)	県民の環境美化意識を醸成し、身近な街並みや河川・海岸の美観、美しい景観を維持するため、環境月間や河川愛護月間における普及・啓発活動に積極的に取り組みます。	クリーンアップふくい推進事業	・クリーンアップふくい大作戦の実施（年4回） ・クリーンエリア宣言事業所の推進	660	94
		海面環境保全事業（再掲）	・漁港、漁場等の廃棄物の回収		90
	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	敦賀港・福井港親水空間環境美化推進事業	・各地区での自主的な河川愛護活動に対する助成	17,600	95
				6,062	94
歴史的文化的環境の保全	歴史文化を活かしたまちづくりを進め、うるおいのある住空間の整備や歴史・文化に根ざした個性的なまちづくりを進めます。	文化財保存修理等補助金交付事業	・指定文化財の保存修理	35,405	96-2-2
		新 福井の伝統的民家普及促進事業	・伝統的民家の新築、改修に対する助成等	23,521	96-2-4
	重要伝統的建造物群保存地区にあっては、歴史的風致を維持し、日常生活と調和を図りながら保存します。	重要伝統的建造物群保存地区整備事業	・市町村が行う伝統的建造物群の保存修理に対する助成	3,559	96-2-2
	歴史に関連する道や古い歴史の面影を残す街道を調査し、その経過や現状を明らかにしながら、保存・整備・活用を図ります。	福井県歴史の道調査事業	・歴史の道の調査	3,300	96-2-3
		歴史の香る建造物保存・活用事業	・歴史的建造物の保存・活用を行う市町村・地域づくり団体への助成および普及啓発	158	96-2
「自然との共生」 計				18,976,652	

5 環境意識の醸成

5 - 1 環境教育・環境学習の推進

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H17当初	EMS(注) 目標番号
体系的な環境教育・環境学習の推進 (ア 体制の整備)	県民・団体・事業者の自主的な取組みやパートナーシップの構築を促進するため、それぞれの活動の場、交流の場、情報収集・発信の場となる拠点の整備について検討を進めます。				
	身近な自然を保全活用しつつ、生き物とふれあい、自然の中で憩うことのできる場の整備について検討します。				
	森林環境教育の充実を図るため、指導者の養成や多岐にわたる指導者のネットワークづくりを促進するとともに、指導者が周辺の環境を活かせる効果的な施設整備を支援するなど総合的な推進体制づくりに努めます。	もり人づくり事業	・学校教育と連携した森林、林業体験学習 ・指導者の養成等	10,150	83
	公民館・児童館等と連携した環境教育・環境学習の取組みについて検討を進め、子どもたちの身近な場における体験活動等の充実を図ります。	ふくい環境力向上プロジェクト推進事業	・子どもたちと環境保全団体が連携して、名水や河川などの地域の課題をテーマにした活動に取り組む事業に対する支援	3,627	99
		福井・岐阜・三重・滋賀子ども環境会議開催事業	・日本まんなか共和国における4県の子どもの対象とした環境会議の開催(夏休み中に三重県で開催)	557	97
	環境・エネルギー関連施設の訪問等を行い、学校教育における環境・エネルギー教育を推進します。	環境・エネルギー教育支援事業	・高等学校における環境・エネルギー教育の教材活用方法の研究、見学会の実施	25,600	96-4
		原子力・エネルギー学習環境づくり事業	・学校における原子力を含めたエネルギー教育、環境教育の支援(学校アトムバスの実	9,000	
	地球温暖化防止活動推進センターを設置し、情報提供などセンターの活動を通して自主的な取組みや団体の活動を支援します。(再掲)				
体系的な環境教育・環境学習の推進 (イ 人材の育成)	学校における環境教育の充実を図るため、自然保護センターや海浜自然センター、財団法人若狭湾エネルギー研究センター等を活用し、環境・エネルギー問題に係る指導者の養成等を行います。				
	体験型学習を指導・推進するリーダーの養成など人材育成に取り組むとともに、リーダーによるネットワークの構築を図ります。	環境アドバイザー事業	・学習会等へのアドバイザーの派遣	541	98
体系的な環境教育・環境学習の推進 (ウ プログラムや教材の開発)	学校・地域・家庭・職場など、様々な場における環境教育・環境学習を効果的に推進するためのプログラムや教材の開発を進めます。				
	衛生環境研究センター、自然保護センター、海浜自然センターなど、環境学習施設における環境学習器材等の整備の充実にも努めます。				
	本県の環境のすばらしさを県民自らが実感し、「環境立県 福井」を県内外へ発信する環境資源の発掘に取り組めます。				
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進 (ア 省資源・省エネルギーの実行)	環境自主行動計画の策定等を通じて、省エネルギーに配慮した計画的・継続的な事業活動を促進します。(再掲)	環境マネジメントシステム構築支援事業(再掲)	・モデル事業所に対する環境自主行動計画策定の指導		54
	「環境ふくい推進協議会」や「アースサポーター」(地球温暖化防止活動推進員)等を通して、省エネルギーなど環境とエネルギーの関わりについて県民の理解を深めるとともに、環境家計簿、環境カレンダーの利用などの身近で実践的な取組みを推進します。(再掲)	地球温暖化防止計画推進事業(再掲)	・アースサポーター、アースリーダーを活用した実践活動モニター事業 ・地球温暖化対策推進会議の開催		54
		地球温暖化防止実践活動促進事業(温暖化ストップ家族大作戦)(再掲)	・夏季に節電に取り組む家族を募集、表彰		54
		地球温暖化防止実践活動促進事業(エコオフィス宣言事業所推進事業)(再掲)	・エコオフィス宣言事業所の推進(年間を通じて省エネの取組みを実践する事業所)		54
		地球温暖化防止実践活動促進事業(地域活動支援事業)(再掲)	・市町村の実施する温暖化防止対策への助成(環境家計簿、エコポイント、省エネナビ)		54
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進 (イ ごみの減量化やリサイクルの実行)	「福井県産業廃棄物自主管理システム」の対象事業所の拡大を図ります。(再掲)				
	地球温暖化防止のための「環境自主行動計画」の策定の普及を通して、事業所における生産工程を改善し、廃棄物の発生抑制を促進します。(再掲)	環境マネジメントシステム構築支援事業(再掲)	・ISO14001基礎講座の開催 ・モデル事業所に対する環境自主行動計画策定の指導		54 104 105
	製造業に対し、設計の時点から、修理や廃棄・リサイクル時のことを考慮した製品づくりに取り組むよう働きかけます。(再掲)				
	「福井県リサイクル製品認定制度」、「福井県リサイクル推進店登録制度」の充実を図るとともに、リサイクル製品の優先購入について県民への広報活動を強化します。(再掲)				5
	関係機関・団体が参画した県民総参加の「ごみゼロ運動推進協議会」(仮称)を組織し、県民主導型運動を展開することにより、ごみの発生量を考えた商品選択や長期使用、ごみ排出時の分別・リサイクルの徹底などを促進します。(再掲)				2
	子どもに対し、ごみの発生量をできるだけ少なくする工夫など、自分でできる取組みについて普及啓発を進めます。(再掲)				
	セミナーの開催等を通じて、買物袋持参や過剰包装の自粛など、消費者の自発的な実践行動を促進します。	かしこい消費行動推進事業	・実行委員会の開催、かしこい買い物体験隊の実施	1,417	53
		「プラスチックリサイクル3割達成」事業(再掲)	・市町村の資源ごみ回収拠点整備等への助成		3 5

環境に配慮した事業活動や日常行動の促進 (ウ グリーン購入の実行)	「福井県庁グリーン購入推進方針」や「福井県リサイクルガイドライン」等に基づき、県が率先して、リサイクル製品や再生資材等を利用します。(再掲)	環境対応事務用品購入(再掲)	・事務用品のグリーン購入		10 103
	「グリーン購入ふくいネット」活動を通じて、企業・団体・県民に対して、環境調和型製品の情報提供やグリーン購入の普及啓発を行い、需要の拡大を図ります。(再掲)	グリーン購入推進事業(再掲)	・セミナー、キャンペーン等を実施し、グリーン購入を全県的に推進		101
環境に配慮した事業活動や日常行動の促進 (エ 情報の提供)	インターネットや情報紙など様々な媒体を通じて、環境の現状や環境学習の場や機会に関する情報を幅広く提供するとともに、インターネットによる情報提供では子ども向けのホームページを設けるなど、利用しやすい環境を整えます。	環境情報総合処理システム	・環境情報のデータベース化および県民への情報提供	1,949	102 103
	環境関連情報の適切な提供を進めるため、今後とも、「環境情報総合処理システム」などの情報提供システムの充実を図ります。				
5 - 1 小 計				52,841	

5 - 2 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

目 標	施 策 の 展 開	事 業 名	概 要	H17当初	EMS(注)目標番号
規制的手法の活用	社会情勢の変化に応じて適切に条例等の制定や見直しを行うなど、規制的手法の活用を図ります。				
経済的手法の検討	産業廃棄物に係る税をはじめ課徴金やデポジット制度等の経済的手法について、課題を整理し、県境を越えた広域的な視点に立って、検討を行います。				
環境マネジメントシステムの推進	環境マネジメントシステムの構築は、企業における環境改善に寄与することから、講座の開設等により、県内事業所のISO14001の認証取得に向けた積極的な取組みを今後とも支援します。	環境マネジメントシステム構築支援事業(再掲)	・ISO14001基礎講座の開催 ・モデル事業所に対する環境自主行動計画策定の指導		54 104 105
		ISO14001推進事業	・県庁、出先機関を含めたISO14001の推進	3,553	
	福井県環境ISOネットワークの充実・強化を図り、幅広い情報の交換や効果的な研修を通じて資質の向上を図ることにより、環境改善に向けたより一層の取組を推進し				
	ISO14001の認証の取得を目指すことが困難な中小零細事業所等における環境マネジメントへの取組みを拡大していくため、今後、「環境活動評価プログラム」(環境省)など、より簡易な手法による環境マネジメントシステムの普及を図ります。				
自主的取組手法の推進	事業活動に伴う環境負荷や製品の環境負荷に関する情報などの積極的な開示を事業者に促すため、環境報告書などの手法の普及を図ります。				
	製品やサービスの環境負荷をライフサイクルアセスメントによって把握し、得られたデータを消費者にわかりやすく公表するための環境ラベルの導入について検討を促します。				
環境影響評価制度の充実	事業実態や環境問題の動向を踏まえ、必要に応じて「県環境影響評価条例」の対象事業や技術指針の見直しについて検討します。	環境影響評価審査事業	・環境影響評価の審査等	673	
	早期段階における環境配慮の手法である戦略的環境アセスメントについて調査・研究に取り組みます。				
	環境アセスメントを効率的に推進していくため、アセスメント実施者や地域住民等に対し、環境関連情報の適切な提供を図ります。				
都市計画制度の活用	地域固有の産業、歴史、文化および自然を背景として成長してきた都市の個性に合わせて、適切な土地利用や都市基盤の整備を進めます。	総合土地対策事業	・適切な土地利用を図るための、審議会開催や土地価格の調査等	28,110	114-2
	魅力ある都市空間の創出および良好な歴史的な街並みや自然等の既存ストックの積極的な保全、活用を進めます。	新 福井の景観づくり推進事業	・美しい県土を形成する広域的な景観を保全・創出するため、景観法に基づく景観計画を策定する市町村を支援	2,873	96-2
		新 あたたかい街路照明モデル事業	・温かみのある街路景観等を創出するため、福井市中心部においてオレンジ色の道路照明灯を採用	18,200	88
	道路・下水道等公共施設の効率的な整備や、農地や里山等の環境の保全、エネルギーの効率的利用を図るため、郊外での無秩序な開発を抑制します。				
	中心市街地の土地の高度利用と空き地等を有効利用し市街地を再編することにより、まとまりのある市街地形成を図ります。				114
県民・団体等との連携の強化	県民、団体、事業者、ボランティアが対等な立場に立ち、それぞれが持つ情報を共有化し、相互理解と共通認識を形成することにより、自主的な取組みと相互に補充するためのネットワークやパートナーシップの構築をめざした取組みを進めます。				96-3
	行政と各主体とのパートナーシップの形成をはじめ、今後より一層の連携を進めるための交流の場や機会の提供に努めるため、環境ふくい推進協議会の機能の充実を図ります。	環境ふくい推進協議会事業	・環境ふくい推進協議会を活用した普及啓発等(情報紙発行)	551	115
	環境に関する表彰制度を創設し、環境保全意識の醸成と自発的活動の拡大を図ります。				
5 - 2 小 計				53,960	
「環境意識の醸成」 計				106,801	
総 合 計				43,946,684	